

総論

建設業における 時間外労働の上限規制について

もとやす たかと
本安 貴登厚生労働省労働基準局
労働条件政策課特別対策係長

1 はじめに

建設業では時間外労働の上限規制（以下、上限規制）の適用が一般業種と比べて5年間猶予されてきましたが、今年4月から適用が開始されました。

本稿では、上限規制の概要と、厚生労働省の取り組みについて解説いたします。上限規制の適用を、これまでの働きができなくなる「ピンチ」ではなく、新しい働き方による魅力ある職場作りを実現する「チャンス」と捉えていただけますと、幸甚の至りでございます。

2 建設業における上限規制について

2.1 上限規制の成立の背景

まず、働き方改革の基本的な背景として、少子高齢化による労働力人口の減少が挙げられます。日本の人口は今後も減少し、2070年には総人口が約9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。

こうした状況下においては、あらゆる人の活躍を促進すること、すなわち、女性や高齢者を含めたあらゆる方にとって働きやすい環境を整え、就業の阻害要因をなくしていくことが必要です。

そのため、阻害要因のひとつである長時間労働を是正していくために、平成30年（2018）に成立した働き

方改革関連法によって改正された労働基準法（以下、労基法）に上限規制が設けられ、一般の業種では、平成31年（2019）4月（中小企業では令和2年（2020）4月）から適用が開始されました。

2.2 建設業における適用猶予

建設業では休日が少なく、労働時間が長い傾向にあることに加え、近年では、建設業労働者のうち、4分の1以上が60歳以上であり高齢化が進む一方で、29歳以下は1割程度にとどまっている状況にあります。

そのため、長時間労働や休日の少なさを改善し、将来の担い手を確保するためには、働き方改革が急務であったのですが、一方で、建設業では、長時間労働の背景に、短い工期が設定されることで工期厳守のために休日にも工事を行わざるを得なくなるなど、取引慣行上の課題があり、建設事業者の努力のみでは労働時間の改善が難しいケースもあることから、上限規制の適用が5年間猶予されることとなり、その間にこうした取引慣行の改善に取り組むこととなりました。

取引慣行の改善に向けた取り組みについては、4.1で述べることにします。

2.3 建設業における上限規制の概要（原則）

本年3月31日に適用猶予の期間が満了し、この4月から、建設業にも、図-1の上限規制が適用されています。この上限規制は一般の業種に適用されているものと同じ上限になります。

これによって、時間外・休日労働を合わせて、

- ・1か月100時間未満
- ・複数月(2～6か月)平均80時間以内となり、また、時間外労働について
- ・1年を通して720時間まで
- ・1か月45時間を超える月数は6回まで

となりました。

今後、労基法第36条第1項の労使協定(以下、36協定)を締結するに当たっては、この上限規制に適合するものとしなければなりません。

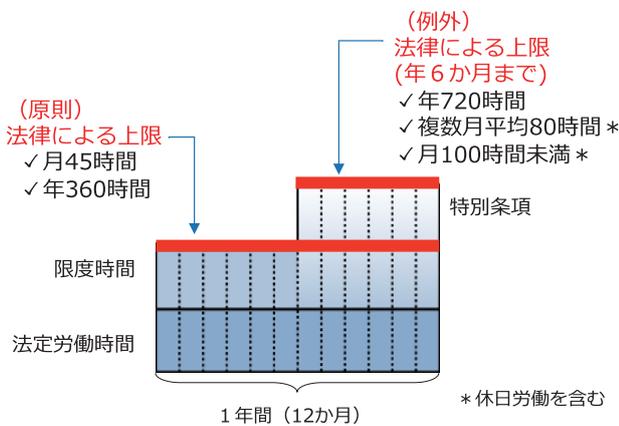


図-1 建設業における上限規制

2.4 災害における復旧および復興の事業の場合 (労基法第139条第1項)

災害が発生した場合には、復旧・復興のために、集中的に工事を行うことが必要となる場合があることから、労基法第139条第1項に図-2の例外が設けられています。

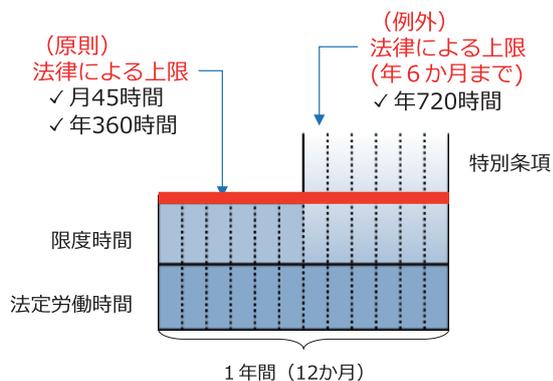


図-2 災害における復旧および復興の事業における上限規制

具体的には、災害の復旧・復興の事業に従事する場合、図-1の上限規制のうち、時間外・休日労働を、

- ・1か月100時間未満
- ・複数月平均80時間以内

とする規定が適用されなくなります。

一方、上記以外の規定(1年を通じて720時間までなど)は、災害の復旧・復興に従事する場合であっても適用されます。

また、労基法第139条第1項の例外を適用するためには、あらかじめ、様式9号の3の2または9号の3の3により、36協定を締結し、災害の復旧・復興事業における時間外・休日労働時間を定めておく必要があります。様式9号または9号の2で36協定を届け出た場合には、労基法第139条第1項は適用されません。

□ 36協定様式(主要様式ダウンロードコーナー)



2.5 災害等により臨時的必要がある場合 (労基法第33条第1項)

災害復旧工事のうち、自治体からの要請によって緊急的に機能回復を図るために実施される工事など、人命や公益の確保の観点から急務であるものについては、労基法第33条第1項により、所轄労働基準監督署長の許可を受けること等を行うことで、36協定で定める限度とは別に時間外・休日労働をさせることができます。

例えば、能登半島地震からの早期の復旧のための工事は、人命・公益の保護の観点から急務であることから、あらかじめ締結した36協定の限度を超えて労働させる臨時的が必要があれば、その必要の限度において労基法第33条第1項の対象とすることができます。単なる業務繁忙を理由に労基法第33条第1項を適用することはできません。

労基法第33条第1項が適用される場合には、労基法第139条第1項とは異なり、表-1のとおり上限規制は適用されませんが、時間外・休日労働に対する割増賃金の支払いや、長時間労働が発生した場合の医師の面接指導は実施する必要があります。